

富士山後世継承事業費補助金の募集について

今年度の補助金につきまして、補助金の交付を希望する場合は、下記のとおり提出してください。

記

- 1 募集期間
令和8年4月22日（水）～令和8年5月8日（金）
- 2 提出期限
令和8年5月8日（金）必着
- 3 提出先
静岡県富士山世界遺産課 交流・継承班 墨岡 あて
（〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6）
- 4 交付決定日
令和8年5月下旬（予定）
- 5 申請手続き
 - ・別添「富士山後世継承事業費補助金交付要綱」及び「富士山後世継承事業費補助金交付要領」を参照してください。
 - ・補助事業終了後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告をお願いします。消費税相当額の返還が必要でない事業者も返還額が0円の報告が必要です。詳細は、「富士山後世継承事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）報告マニュアル」を御確認ください。

担 当 交流・継承班 墨岡
電話番号 054-221-3747
FAX番号 054-221-3757
E-mail sekai@pref.shizuoka.lg.jp